

令和7年10月14日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官



令和7年(ハ)第4号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月16日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

広島県庄原市三日市町406

被 告 津 田 廣 雄

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、21万3498円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が被告に対し、次の各支払を求めるものである。
 - (1) 庄原簡易裁判所平成29年(ハ)第8号損害賠償請求事件(以下「別訴第1事件」という。)の確定判決に基づく債権10万9998円(治療費・診断書料1万2340円及び精神的損害6万5000円の合計7万7340円、これに対する確定遅延損害金の一部である3万1902円並びに訴訟費用756円)。
 - (2) 庄原簡易裁判所令和6年(ハ)第16号損害賠償請求事件(以下「別訴第2事件」という。)の確定判決に基づく債権10万3500円(慰謝料10万円、これに対する確定遅延損害金の一部である2500円及び訴訟費用1000円)。
- 2 前提事実(争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認

められる事実)

(1)ア 別訴第1事件は、平成29年5月2日午後5時20分頃、広島県庄原市三日市町309の原告方敷地内に被告が正当な理由なく侵入し、そのころ、同所において、原告は、被告から胸ぐらをつかまれ、左耳付近を握り拳で3回殴打される暴行により左耳及び左後頭部打撲の傷害を受けたとして、原告が、被告に対し、被告の不法行為による治療費・診断書料1万2340円及び精神的損害60万円（邸宅侵入分10万円、傷害分50万円）並びにうち治療費・診断書料に対する平成29年5月8日から、うち精神的損害に対する平成29年5月2日から、いずれも支払済みまで、それぞれ年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

イ 庄原簡易裁判所は、平成29年9月7日、別訴第1事件につき、原告の請求を治療費・診断書料1万2340円及び精神的損害6万5000円並びに遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして一部認容し（甲4）、同判決は、確定した（乙1）。

(2)ア 別訴第2事件は、令和6年9月24日午前6時30分から同8時30分頃までの間、広島県庄原市三日市町309所在の原告方に隣接する土地において被告がゴミ等を不法焼却したため、至近距離にある原告の居室に黒煙の毒悪臭が直撃し、原告に不快感と健康不安を生じさせたとして、原告が、被告に対し、被告の不法行為による慰謝料10万円及びこれに対する同日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

イ 庄原簡易裁判所は、令和6年12月24日、別訴第2事件につき、原告の請求を全部認容し（甲5）、同判決は、確定した（乙2）。

第3 当裁判所の判断

原告は、被告に対して、別訴第1事件及び別訴第2事件の確定判決に基づく債権の支払を求め、これに対し、被告は、供託弁済による債権消滅の抗弁の主

張をしている。


この点、原告の前記第2の1(1)の請求は別訴第1事件における請求と、また、同(2)の請求は別訴第2事件における請求と、いずれも訴訟物が同一である。そうすると、前記第2の1(1)の請求については別訴第1事件において、同(2)の請求については別訴第2事件において、それぞれ請求を認容する確定判決を得ているにもかかわらず、更に同請求について認容判決を得る必要があると認めることはできず、同請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き、不適法なものであるというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求に係る訴えはいずれも不適法であるからこれを却下することとして、主文のとおり判決する。

庄原簡裁裁判所

裁判官

大儀一博 

これは正本である。

令和7年10月14日

庄原簡易裁判所

裁判所書記官 山 徳 眞

